



大学院要覧

2026



大阪成蹊大学

建学の精神・行動指針

建学の精神

桃李不言下自成蹊

^{とうり}桃李もの言わざれども下^{こみち}おのずから蹊を成す

大阪成蹊学園の建学の精神ならびに「成蹊」の名称は、中国の司馬遷の『史記』に由来しています。

その意味するところは、「桃や李は何も言わないが、その美しい花や実にひかれて人があつまってくるので木の下には自然と小道（蹊）ができる」という意味です。

徳が高く、尊敬される人物のもとには徳を慕って人々が集まってくるという譬え（たとえ）です。

本学の教育は、このような徳のある人物の養成を目標としています。

行動指針

ちゅう
忠

じょ
恕

夫子の道は忠恕のみ

「忠」は誠実、「恕」は思いやりを表わし、誠を尽くし人の立場になって考え行動するという意味です。

大阪成蹊学園では、建学の精神を実践するにあたり、「忠恕」を行動の指針としています。

■建学の精神・行動指針

■授業	4
1. 学事日程(二次元コード)	4
2. 授業期間	4
3. 授業時間	4
4. 授業科目の分類	4
5. 授業科目の種類	4
6. 授業科目の配当	4
7. 授業科目のナンバリング	4
8. 休講	5
9. 補講	5
10. 教室変更	5
11. 欠席の取り扱い	5
12. 授業評価アンケート	6
13. オフィスアワー	6
■履修登録	7
1. 学期制・セメスター制	7
2. 修業年限および在学期間	7
3. 単位制	7
(1)単位数の基準	
(2)単位認定	
4. 履修登録	7
(1)履修登録とは	
(2)履修登録の方法と手続き	
(3)履修登録上限単位	
5. 修得単位の認定	8
■試験・成績・修了	9
1. 試験の種類	9
(1)定期試験	
(2)追試験	
(3)再試験	
2. 受験資格	9
3. 受験心得	9
4. 不正行為	9
5. レポート・課題提出	9
6. 成績評価・GPA制度	10
7. 成績発表	10
8. 学位授与	10
■学籍	11
1. 休学	11
2. 復学	11
3. 退学	11
4. 除籍	11
5. 再入学	11

■教育学研究科

1. 教育学研究科の教育	13
教育目的	13
学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)	13
教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)	13
入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	14
2. 大学院 教育課程表	15
大学院 授業概要一覧	16
3. 免許・資格課程	20
(1)教職課程について	20
4. 修士論文ガイドライン	26
I. 修士論文とは	
II. 修士論文作成指導	
III. 修士論文審査について	
IV. 論文作成から審査、学位授与までの流れ	
V. 修士論文作成上フォーマット	
VI. 修士論文の抄録集の作成	
VII. 修士論文の提出について	
5. 施設・設備	36
■大阪成蹊大学大学院学則	37
■大阪成蹊大学大学院履修規程	42
■研究倫理について	44
・生成AIツールの利用に関する指針について	

8. 休講

大学院行事または担当教員のやむを得ない事情（出張・疾病等）あるいは天災、交通機関のストライキ等により、授業が休講になる場合があります。また、授業開始時間を30分以上経過しても担当教員が入室しない場合、その授業は自動的に休講となります。

なお、天災、交通機関のストライキ等に伴う授業措置については次の通りとし、休講措置に関する電話による問い合わせには、一切応じません。

《交通機関のストライキ、台風等に伴う授業の取扱い》

阪急電鉄(京都本線)が運休した場合(ストライキ等を含む)、又は大阪府内のいずれかに暴風警報および特別警報(種類不問)が発令されている場合の当日の授業措置は、以下の通りとする。

阪急電鉄 (京都本線)運休	午前7時までに解除された場合	⇒通常通り(第1限目から)授業
	午前7時現在、続行・発令中の場合	⇒午前中授業(1・2限)休講
暴風警報	午前11時までに解除された場合	⇒午後(第3限目から)授業
	午前11時現在、続行・発令中の場合	⇒第3限～第5限休講
特別警報	午後3時までに解除された場合	⇒第6限以降授業
	午後3時現在、続行・発令中の場合	⇒第6限・第7限ともに休講

《地震発生時における授業の取扱い》(災害時対応ハンドブックより抜粋)

大阪市及び東大阪市以北の大阪府下市町村(右図参照)で「震度5強」以上の地震が発生した場合、発生日及び翌日より3日間の休校とする。

9. 補講

学期中に休講となった授業は、原則としてその学期中に補講を行います。補講の日程は教務部の掲示板とポータルにて確認してください。

10. 教室変更

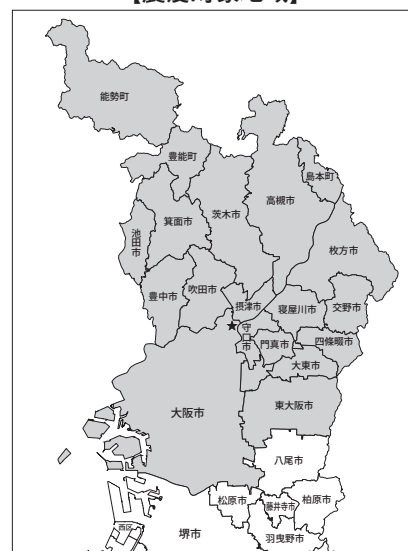
授業を受ける教室は時間割表に指定していますが、受講者数により教室を変更する場合や大学院行事等により教室を変更する場合があります。教務部の掲示板とポータルにて確認してください。

11. 欠席の取り扱い

授業への出席は単位修得のために必要かつ絶対の条件です。欠席をすると単位修得に必要な授業時間数が不足してしまうため欠席しないように心がけてください。ただし、以下のやむを得ない理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」にその理由を証明する書類を添えて担当教員へ提出してください。その場合は出席すべき日数として扱いません。

①忌引(二親等以内の近親者)による欠席(3日まで)	会葬等の案内や証明となる書類が必要
②学校感染症による欠席	医師の診断書が必要 (本研究科様式の診断書が必要な場合は、保健センターまでご相談ください)
③災害による欠席	罹災証明書が必要
④その他研究科がやむを得ない事由と認めた場合	

【震度対象地域】



感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳 ^{せき} 、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

12. 授業評価アンケート

教員と学生による授業の改善を目指し、各学期中に授業評価に関するアンケート調査を実施します。

13. オフィスアワー

教員と学生のコミュニケーションをはかる場としてオフィスアワーを設けており、専門分野や得意分野について教員が気軽に質問や相談に応じてくれます（大学院の休業期間を除く）。

各教員のオフィスアワーの設定時間については、学生部掲示板等で知らせますので、直接研究室を訪ねてください。

履修登録

1. 学期制・セメスター制

・学年は次の2学期に分かれます。

前学期（前期）：4月1日から9月30日まで

後学期（後期）：10月1日から3月31日まで（ただし、年度によって後期授業が9月から始まる場合があります。）

原則として各期15週、通年で30週の授業を行うことになります。

・本研究科では2年間の在学期間を4学期に分けて、開講する科目を学期ごとに完結させるセメスター制を基本としています。（科目の性質や順次性によってクォーター制で実施する科目もあります）

2. 修業年限および在学期間

- ・在学期間が2年以上で修了要件をすべて満たした場合に、教育学研究科委員会にて修了判定を経て修了が認定されます。
- ・2年以上在籍し（休学期間を除く）、前期末で修了要件を満たした学生は、修了判定を経て修了（9月）が認定されます。
- ・在学期間は4年を超えることはできません。ただし、再入学、転入学により入学した者は、それぞれの在学すべき年数の2倍の期間を超えて在学することはできません。
- ・2年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生は、その申し出が認められた場合、計画的な履修が可能となります。

3. 単位制

本研究科での学修はすべて単位制になっています。単位制というのは、それぞれの授業科目について、その科目の授業を受けて試験等に合格すると、定められた単位が与えられる制度です。その単位数の合計が修了に必要な数に達し、かつ修了のための諸要件を充たした者に対して修士の学位が与えられ、修了が認定されます。

(1) 単位数の基準

本研究科で各授業科目に与えられている単位数は、授業形式によって以下のような基準を原則として算定されています。授業科目の単位数は次の基準により計算します。なお、本研究科では、1講義90分を2時間として計算します。

単位数	講義科目の場合			演習科目の場合			実技及び実習科目の場合		
	授業	自学自習	合計	授業	自学自習	合計	授業	自学自習	合計
1	15時間	30時間	45時間	30時間	15時間	45時間	30時間	15時間	45時間
2	30時間	60時間	90時間	30時間	60時間	90時間	60時間	30時間	90時間

各科目の単位数は「開講科目」を参照してください。なお、科目によって集中講義をもって完結するものもあります。

(2) 単位認定

試験やレポート提出、受講状況等で60点以上の成績評価を得た者を合格とし、合格科目に対しての所定の単位を認定します。

4. 履修登録

(1) 履修登録とは

前・後期それぞれに、各自の責任において各期に受講する科目（履修科目）を登録する（時間割を作成する）ことを履修登録といいます。この手続きを行わなければ授業を受けることができなくなることはもちろん、試験を受け、単位を修得することもできなくなりますので、履修登録の方法を十分理解し、正しく行ってください。

(2) 履修登録の方法と手続き

履修登録の方法や手続きについては、必ず事前の履修登録ガイダンスに出席し、その指示に従ってください。
ガイダンスを欠席した場合、希望通りの履修登録ができない場合があります。

《履修登録を行う上での注意事項》

- ①履修登録期間中に必ずスマートフォン、タブレット、またはパソコン等にて履修登録を行うこと。
- ②指定された期間内に履修登録を行わない者は、授業を受けられず、各期試験の受験もできませんので、注意すること。
- ③履修登録完了後の履修科目の変更、追加等は原則認められませんので、誤りのないよう十分確かめて登録すること。
- ④同一時限に行われる授業科目を二重登録することはできない。
- ⑤単位修得済み（合格済み）の科目を登録することはできない。
- ⑥履修科目は当該年次配当科目より選択し、特に指示のない限り上位年次配当科目は履修できない。
- ⑦学費の無届未納者は、履修登録をすることができない。

(3) 履修登録上限単位

本研究科では、授業時間に対して十分な自学自習・研究時間を確保するため、各学期につき、それぞれ「22単位」までしか履修登録できません。

5. 修得単位の認定

教育上有益と認められる場合、以下のとおり修得単位として認定することができます。

①認定対象科目

- ・他の大学院において履修した授業科目で修得した単位（外国の大学院への留学により修得したものを含む）
- ・他の大学院又は研究所等にて研究指導を受けて修得した単位（1年を超えることはできない）
- ・入学前に他の大学院において履修した授業科目で修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む）

以上の単位を、本研究科が指定する科目に充当する。

②認定単位数

10単位を超えないものとする。

③認定科目の申請手続

ガイダンスを受けた後、本研究科所定の「既修得単位認定申請書」に以下の書類を添付し、指定された期間内に教務部に提出すること。

- ・出身大学院における既修得単位を証明する「成績証明書」又は「単位修得証明書」
- ・既修得科目の概要又はこれに代わる授業内容を記載したもの（シラバス等）

④認定基準

認定する科目の単位数及び授業時間数が、本研究科の基準に準じたものであること。

単位の認定は、申請手続時提出したシラバス等の講義概要により判定します。

⑤認定の可否

教育学研究科委員会で認定の可否を審議します。

1. 試験の種類

試験には、学期内の授業中に実施する小テスト等の「授業内試験」、学期末の一定期間を実施する「定期試験（＝本試験）」、所定の条件の下で実施する「追試験」と「再試験」があります。

定期試験及び追・再試験については通常の授業時間とは別に以下の時間で実施します。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限
9:00～10:00	10:40～11:40	13:00～14:00	14:40～15:40	16:20～17:20	18:00～19:00	19:40～20:40

(1) 定期試験（＝本試験）

前期末・後期末には、それぞれに履修登録した科目の定期試験を行ないます。

試験の方法は筆記試験、実習・実技試験、口述試験、レポート等の提出などがあります。

(2) 追試験

病気、二親等以内の近親者の忌引、就職試験、その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった科目について、所定の手続きを行うことにより、追試験を受験できます。

(3) 再試験

最終学年で修了見込みの者が、不合格（不可）科目のうち、所定の条件を満たし、科目担当者が「再試験受験可」と判断した場合、所定の手続きを行うことにより、再試験を受験できます。

2. 受験資格

次に該当する者は試験の受験資格がありません。

- ①履修登録をしていない者
- ②授業料を無断で滞納している者

3. 受験心得

- ・試験場は全て座席指定です。指定された座席で受験してください。
- ・筆記用具や持ち込み許可物、学生証以外は全て指示されたところに置いてください。
- ・試験開始後20分以上経過すると試験場に入室できません。また試験開始後30分以内の試験場からの退室はできません。
- ・不正行為を行ったり、受験態度が不良の者については、履修規程に基づき当該科目の無効ならびに、本学懲戒規程に基づき、停学等処分の対象になりますので、厳正な態度で受験してください。
- ・試験場では全て試験監督の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じる場合があります。

4. 不正行為

試験において、不正行為の疑義が発生した場合、監督者による事実確認を行うので監督者の指示に従って待機すること。

【不正行為を行った者（他人の不正行為を援助したものも含む）は、規程に基づき懲戒処分し、公示します。また、当該科目を無効とします。】

5. レポート・課題提出

レポートは指定の期日までに指定の場所に提出してください。提出場所は授業内または定期試験中に担当教員に提出する場合と教務部内のメールボックスに提出する場合があります。いずれの場合も提出期限を過ぎたレポートや郵送によるレポートは一切受け付けません。

6. 成績評価・GPA制度

GPA (Grade Point Average) とは、履修した科目ごとの評価を点数 (GP) に置き換えて (下表参照)、以下の計算方法で算出した平均点のことをいいます。

GPA は、成績優秀者表彰、奨学金の推薦、大学推薦などに活用します。GPA の活用に関する個々の条件等については、別途通知及び掲示します。「修得単位数」という学びの「量」だけではなく、GPA という学びの「質」にも注目してください。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修科目の単位数} \times \text{その科目のポイント}) \text{の総和}}{\text{履修科目の単位数の総和}}$$

成績の評語、評点、グレードポイント (GP) 及び評価基準は、次表のとおりです。

※各教科で設定しているディプロマ・ポリシー (シラバス内に表記) に紐づく「養うべき力と到達目標」を踏まえ、次表の評価基準により評価します。

区分	成績の評語	評点	GP	評価基準
合格	A	100点～90点	4	「優」評価以上に優れている
	B	89点～80点	3	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身につけており、授業で身につけるべき内容を十分に習得している基準を超えて優秀である
	C	79点～70点	2	「可」評価以上に優れているが「優」評価に満たない場合
	D	69点～60点	1	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身につけるべき最低限の内容を習得している
不合格	E	59点以下	0	授業科目の到達目標を満たしていない

※ GPA には、当該学期の GPA (学期 GPA) と入学以降のすべての成績の GPA (通算 GPA) の2種類があります。

GPA には原則として履修登録をした卒業要件科目の成績がすべて反映されます。履修した科目が「不可」となると、その科目の GP は0として計算され、GPA スコアが下がります。もし履修を取りやめる場合は、定められた期間中に手続きをしてください。

GPA は世界中で導入され、日本でも就職活動で GPA が評価されることもあります。履修指導教員の指導のもとに履修計画をしっかりと立て、安易な履修登録をせず、GPA の向上を目標として学修に前向きに取り組んでください。

7. 成績発表

履修した科目の成績および修得単位については、前期 (9月)・後期 (2月または3月) に「成績通知書」を本人に渡します。

各科目につき一度修得した成績は取り消すことができません。成績通知書は必ず確認を行い、疑義のある場合は期間内に申し出てください。

8. 学位授与

本研究科の卒業生には、修士の称号を授与します。学位に付記される修士は次の通りです。

学科	専攻	学位
教育学研究科	教育学専攻	修士 (教育学)

1. 休学

病気、その他やむを得ない特別の事由により、2ヶ月以上就学が困難な場合には研究指導教員と相談のうえ、所定の休学願を教務部に提出してください。学長の許可を得れば1年以内に限り休学が認められます。

- 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。
- 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができますが、通算2年を超えることはできません。
- 休学期間は在学期間に算入されません。
- 休学願には、保証人の署名捺印が必要です。
- 前期または後期中途で休学した場合は、休学許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料等が免除されます。
- 休学期間中は在籍料（年額 30,000 円）が必要です。

2. 復学

休学期間の満了に伴い復学する場合、また休学事由の解消により復学する場合は、研究指導教員と相談のうえ、休学期間の満了前に復学願を教務部に提出してください。学長の許可を得れば復学することができます。

- 病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添付すること。
- 復学は年度もしくは学期の始めからとします。
- 復学願には、保証人の署名捺印が必要です。

3. 退学

経済的事情、また病気その他の事由で学業継続が困難となり、やむを得ず退学する場合には、研究指導教員と相談のうえ、事由を明記した退学願を教務部に提出してください。学長の許可を得れば退学することができます。

ただし、事情によっては大学院が問題解決の援助をすることができる場合もあるため、あらかじめ、研究指導教員や教務部等に相談してください。

- 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。
- 退学願を提出時には学生証・通学証明書を返還すること。
- 退学期日を含む学期までの学費を完納すること。
- 退学願には、保証人の署名捺印が必要です。

4. 除籍

次のような場合に除籍となります。

- 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 院学則第12条第2項に定める在学年限を超えた者（4年）
- 院学則第21条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 長期間にわたり行方不明で修学できない者

5. 再入学

やむを得ない事由により、退学した学生が再び修学を希望する場合は、再入学願を提出し、学長の許可を得れば退学時の相当年次に再入学することができます。

- 病気回復の場合は医師の診断書を添付してください。
- 再入学は年度もしくは学期の始めからとし、再入学願の提出期間は2月末日もしくは7月末日までとします。
- 再入学願には、保証人の署名捺印が必要となります。

1. 教育学研究科の教育

●教育目的

現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成を目的とします。

●学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

〈概要〉

学校及び地域における教育施設等でのフィールドワークやケースメソッドをベースに実践の課題を持ちながら、教育学研究の方法を以って教育学研究を遂行し、実践の創造的問題解決につなぐ省察的研究の実践者に必要な能力として、以下の能力を目指すこととして、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とします。

1. 教育学に関する、広い視野をもった高度な専門知識や教育技術
2. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、有用な知にたどり着く、創造的問題解決ができる力
3. 専門的理論・知見と自ら立てた問題意識や仮説を絶えず批判的に検討・消化しつつ、自分の考えをその場にふさわしい方法で表出し、また相手の考えや立場を尊重しながら討議あるいは応答できる力
4. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、教育実践に関して、客観的かつ論理的に考察を展開し、独創的で有用な研究を遂行できる力

●教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

〈概要〉

教育課程の編成にあたっては、教職専門のみならず、学校と学校が所在する地域、さらには現代社会に対する深い理解をベースにして、様々な関係者と理論や価値観、実践を分かち合い、教育の創造へと導くことができる「省察的研究のできる実践者」を養成できるように以下の通り教育課程を編成します。

1年次：

地域と学校でのフィールドワークを全員が行い（「基礎科目」の「地域・学校実践演習Ⅰ」及び「地域・学校実践演習Ⅱ」）、ケースメソッドを通して、地域教育と学校教育についての実際的な理解に基づき、それぞれの教育を相対化して捉えます。教育を相対化することによって、地域教育と学校教育をめぐる常識を問い直し、地域教育と学校教育の在り方を見直していくと同時に、参与観察や関係者へのインタビュー等をとおして教員や教育職員、子ども、保護者が抱えている課題を見出し、探究します。その探究は、「基本科目」の現代教育実践学で学ぶ知識や「研究方法論Ⅰ・Ⅱ」で学ぶ教育学研究方法をベースにして、研究指導科目での教育学の研究方法論に基づく研究を行いながら深めていくこととなります。

2年次：

1年次の探究を通して生まれた研究課題、大学院修了後に活躍するフィールド等を踏まえて、学校・園（「学校実践演習Ⅰ・Ⅱ」）または地域の教育施設（「地域実践演習Ⅰ・Ⅱ」）でフィールドワークとケースメソッドを継続します。例えば、家庭支援をテーマに持つ学生は「地域実践演習Ⅰ・Ⅱ」の履修を選択し、地域の教育施設や地方の公共団体と連携したフィールドワークを継続し、また、教育方法をテーマに持つ学生は「学校実践演習Ⅰ・Ⅱ」の履修を選択し、学校でのフィールドワークを継続するなどが考えられます。このフィールドワークを「研究指導」と往還させ、構想－実践－省察のサイクルで探究を続け、創造的な問題解決につなげていきます。具体的には、1年次の「地域・学校実践演習Ⅰ・Ⅱ」で培った相対化する思考力をもって、ケースメソッドを通して、固有のフィールドにおける問題に対する新しい理解を導き（構想）、フィールドで活動している人々に新しい理解を示し、意見を聞くことやパイロット的に試みるなどを行い（実践）、「研究指導」で専門的な観点から新しい理解を検証すること（検証）を通して、新しい理解を洗練させていく（新しい構想）。このサイクルを通して、実践と研究の両面から地域の教育課題への創

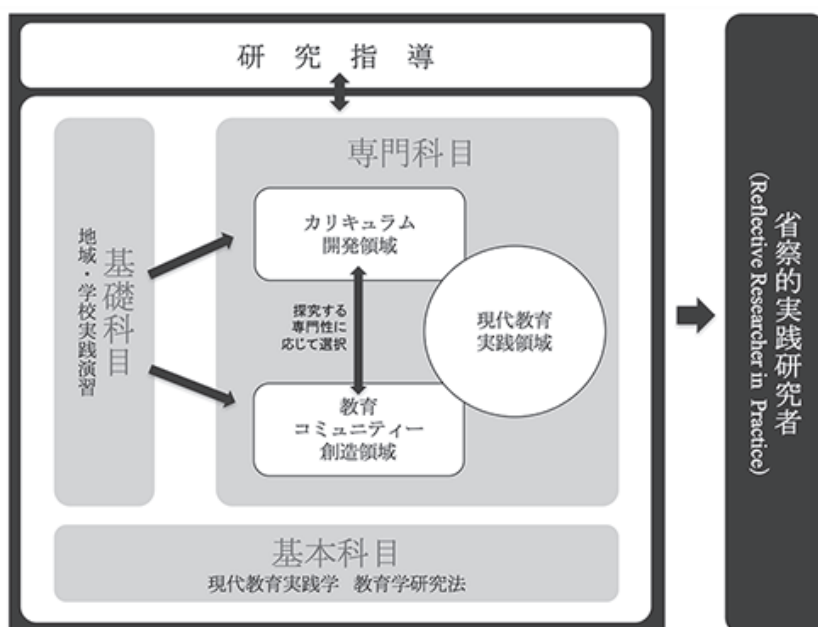
造的問題解決に取り組みます。

また、現代の教育課題は複合的であり、問題の理解や解決の方法を考えるにあたって、幅広い視野をもつことも重要です。そこで、多様な分野の専門知識を学修するために、教育実践に関する基礎的な専門知識を「基本科目」で学ぶとともに、「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」の両領域から自由に選択履修する教育課程を編成し、課題の創造的解決に必要な専門知識を学修します。

このように、学生の課題意識や専門分野に応じて、複数の科目等を体系的に履修するコースワークを可能にすることによって、新しい提案を構想し、実際のフィールドで実践する機会を得ながら課題の解決を検証し、構想を洗練させていく「構想－実践－省察のサイクル」を可能にし、創造的な問題解決の力を養っていきます。

そのために、本研究科の教育課程は、フィールドワークとケースメソッドの基礎を培う「基礎科目」、幅広い専門知識の基礎を学修する「基本科目」、それぞれの専門性を深めていく「専門科目（「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」「現代教育実践領域」の3領域から構成）」及び「研究指導」の4つの科目区分で編成し、それらの科目区分を相互に関連づける教育課程を編成します。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・マップ）



●入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

〈概要〉

現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる、教育に関する高度専門職業人を養成します。こうした教育目的を達成するために、以下のような入学者を受け入れます。

1. 教育に関する幅広い教養や技能を基盤として、現代の教育に関する諸問題に深い関心をもっている人
2. 地域の諸組織との協働での多様な教育実践に深い関心をもっている人
3. 現職教員や将来教員になることを目指す人で、教育学に関する知識を身につけるとともに、将来、高度な専門知識や教育技術を学校教育の現場での創造的問題解決に活かすことを考えている人
4. 教育に関わる地域の諸組織において活動しているあるいは活動することを目指す人で、現代の教育に関する実践的課題を理解し、将来、高度な専門知識や教育技術を実践の創造的問題解決に活かすことを考えている人

2. 大学院 教育課程表

●必修 ▲選択必修 □選択

科目区分	ナンバリング	授業科目名	形態	単位		2026年度開講	配当年次・学期				幼専免	小専免	修了要件		
				必修	選択		1		2						
							前	後	前	後					
基礎科目	435	地域・学校実践演習Ⅰ	演習	2		前	●				○	○	2科目4単位必修		
	435	地域・学校実践演習Ⅱ	演習	2		後		●			○	○			
基本科目	435	現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）	講義	2		前	□		□		○	○	2科目4単位必修/ 選択5科目のうちから 3科目6単位以上選択履修		
	435	現代教育実践学Ⅱ（幼児教育学） 【隔年開講】（2026年度開講せず）	講義	2		不開講	□		□		○				
	435	現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）	講義	2		前	□				○	○			
	435	現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）	講義	2		後		□			○	○			
	435	現代教育実践学Ⅴ（教育社会学） 【隔年開講】	講義	2		前	□		□		○	○			
	435	研究方法論Ⅰ	演習	2		前	●								
専門科目	カリキュラム開発領域	435	カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価） 【隔年開講】	講義	2		後		□		□	○	○	「地域教育実践演習Ⅰ」 または「学校教育実践演習Ⅰ」 1科目2単位、 「地域教育実践演習Ⅱ」 または「学校教育実践演習Ⅱ」 1科目2単位を選択必修 13科目から4科目8単位以上を 選択履修	
		435	カリキュラム開発特論Ⅱ（リテラシー） 【隔年開講】（2026年度開講せず）	講義	2		不開講		□		□		○		
		436	カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）	講義	2		前			□		○	○		
		436	カリキュラム開発特論Ⅳ（表現） 【隔年開講】（2026年度開講せず）	講義	2		不開講			□		○	○		
		435	カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論） 【隔年開講】	講義	2		後		□		□	○	○		
		436	学校教育実践演習Ⅰ	演習	2		前				▲		○		○
	教育コミュニティ創造領域	436	学校教育実践演習Ⅱ	演習	2		後				▲		○		○
		435	教育コミュニティ特論 【隔年開講】（2026年度開講せず）	講義	2		不開講	□		□					
		435	多文化共生社会特論 【隔年開講】	講義	2		後		□		□				
		436	対人援助特論	講義	2		前			□					
		435	家庭支援特論 【隔年開講】	講義	2		後		□		□				
		436	地域教育実践演習Ⅰ	演習	2		前				▲				
	現代教育実践領域	436	地域教育実践演習Ⅱ	演習	2		後				▲				
435		教育組織開発特論 【隔年開講】（2026年度開講せず）	講義	2		不開講		□		□					
436		コミュニティ・スクール特論	講義	2		後				□		○			
436		シチズンシップ教育特論	講義	2		前			□			○			
研究指導	435	インクルーシブ教育特論 【隔年開講】	講義	2		後		□		□	○	○			
	435	研究指導Ⅰ	演習	1		前	●						4科目4単位必修		
	435	研究指導Ⅱ	演習	1		後		●							
	436	研究指導Ⅲ	演習	1		前			●						
436	研究指導Ⅳ	演習	1		後				●						

※修了要件を満たした上で合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格すること。

大学院 授業概要一覧

授業科目名		授業の概要
地域・学校実践演習Ⅰ		文部科学省の教育改革の方向やSDGsの視点から学校園や施設等、その他の課題を取り上げてフィールドワークを行う。現在の職場、インターンシップ、ボランティア、その他でフィールドワークができる場所を選び、観察および関係者へのインタビュー等を通して、課題探求及び課題解決に向けての案を提示する。そのために、省察の実践と本授業で取り上げる事例について、学問領域、職種、年齢、学校と地域などフィールドの領域を超えて、事例を多角的・多面的に考察し、実践への方向を探る。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
地域・学校実践演習Ⅱ		本授業は、我が国の教育が直面する不登校・いじめ・子育て不安等の今日的な教育課題を、学校や家庭、地域を包括的に捉える視点からの解決をめざし、とりわけ、心理教育が担う役割や具体的方策を中心に、理論的、実践的に検討する。子どもや保護者、子どもの支援に関わる人々を対象とする心理教育を実践するためにカウンセリング心理学の理論やスキルを習得し、生徒指導・教育相談に係る力量や家庭・地域教育支援に関する資質の向上を図り、教員や保護者等への適切な支援・助言ができる力量を習得する。
配当年次	1年後期	
単位数	2単位	
現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）		臨床教育学の基本的な研究上の課題と視点を示した上で、個から普遍への方向性を持ち、現実から出発し、具体的な問題解決を志向する臨床教育学の視座が現代の教育実践において、どのような意味をなすものなのかを考究する。具体的には、様々な課題を持った子どもの育ちに関わる実践、特に非行などの課題をもった子どもへの関わりに焦点をあて、そこでの支援実践事例をもとに、「個と個が関わりあう関係」に着目していくアプローチについて理解を深めていく。
配当年次	1年・2年前期	
単位数	2単位	
現代教育実践学Ⅱ（幼児教育学） 2026年度開講せず		本授業では、日本及び諸外国の教育・保育思想や理論、先駆的な実践について学び、幼児教育・保育を概括的に捉えて、幼児教育・保育の基本的な考え方への理解を深める。それを踏まえて、現代日本及び諸外国のさまざまな幼児教育・保育実践に触れ、子どもの発達にふさわしい実践が展開されるためのカリキュラム作成の基礎的研究を行う。具体的には、授業各回で示すキーワードを中心に、関連する文献を読みながら理論及び実践を分析し検討する形で進めていく。
配当年次	1年・2年前期（隔年開講）	
単位数	2単位	
現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）		主体的で協働的な学習や深い学習、創造的問題解決力の育成など、学習観が転換する現代の教育実践をとらえる視座を得ることを目的とする。被教育者の発達と学習を中心とする教育心理学研究、教師をはじめ教育者の発達と学習に関する教育心理学研究を解題する。被教育者と教育者の両面からの考察により、関係論的な視点から教育という営みをとらえ直す。さらに、教育心理学の知見を具体的な教育実践の事例と照らしながら検討し、実践と研究の構想につなぐ機会とする。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）		身体の発育・発達は多くの要因によって変化し、生涯の健康に大きな影響を与える。特に生涯の健康にとって幼児期の発育発達は大きく関与しており、正しい発育発達の促進と健康の保持増進は、子どもの生きる力を育み、学力や非認知能力を高めることに貢献する。また現在の子どもを取り巻く生活環境の変化から、予防医学的見地からの健康課題も多く多様な研究報告がなされている。そこで本科目では子どもの発育発達を科学的根拠を基に解説すると共に子どもの発育・発達問題等に関する調査データを読み解きながら課題の解決を進めていく。さらに教育・医療・福祉分野で実際に実施されている発育発達を評価する測定方法についても知識を修得する。
配当年次	1年後期	
単位数	2単位	
現代教育実践学Ⅴ（教育社会学）		今日の教育をめぐる諸問題について、教育社会学の視点から検討する。教育社会学では、教育事象を広く社会とのかかわりの中でとらえ、その意味を考察するため、扱うテーマは多岐にわたり、例えば、近代学校制度、教師集団、学力問題、市民社会、教育改革などが挙げられる。本科目では、最初に、教育社会学における基本的な考え方について学んだ後、これらの教育テーマについて検討し、教育者としての幅広い視野と知識を身に付けることをめざす。
配当年次	1年・2年前期（隔年開講）	
単位数	2単位	
研究方法論Ⅰ		教育学研究に必要な方法論や研究事例を学び、教育学研究を行うために必要な知識や技能を身につける。具体的には教育・保育を多角的に分析するための視点や方法を修得するために、質的及び量的アプローチによる研究の手法を学ぶことが目的である。とりわけ本科目では、社会調査法に依拠しつつ、エスノグラフィーの技法や、統計解析を用いた数量データの分析方法について学習した上で、それぞれの研究をデザインできる力の獲得を目指す。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	

授業科目名		授業の概要
研究方法論Ⅱ		教育学研究に必要な方法論や研究事例を学び、教育学研究を行うために必要な知識や技能を身につける。具体的には教育・保育を多角的に分析するための視点や方法を修得するために、質的及び量的アプローチによる研究の手法を学ぶことが目的である。とりわけ本論では、心理学的な観点から、観察法、面接法、質問紙調査法、実験法などの各方法論の実証性と限界について理解した上で、研究課題の定め方、研究計画の立て方、研究手法の選び方、分析方法などについての学びを深めることを目的としている。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価）		本講義では、戦後日本における学力論争に即して登場した議論や学力構造・モデルについて、例えば広岡亮蔵や勝田守一の学力モデルや新学力観における氷山モデル等を歴史的に検討するとともに、現代における国際的な学力調査（PISA）等での学力観やリテラシー観について検討します。また学力問題は評価論とも密接に関わるため、評価を巡る議論について到達度評価の議論やパフォーマンス評価（真正の評価論）の議論も合わせて吟味していきます。これらの検討を踏まえて、現在の進み行く教育改革を分析する知見を得ることを目標とします。
配当年次	1年・2年後期（隔年開講）	
単位数	2単位	
カリキュラム開発特論Ⅱ（リテラシー） 2026年度開講せず		PISAが示すリテラシー能力を育成するためのコンピテンシー・ベースのカリキュラム開発が行えるように、その理解を深め、構想につなげる能力を育成する。中でも本講義では、言語学習開発論として、第一言語習得および第二言語習得の理論と実践を概説する。特に幼稚園・小学校時期における言語教育の実践について、英語および母語である国語を中心に、リテラシー能力及びコミュニケーション能力の養成と学習について、ケーススタディーを交えながら理解を深めていく。併せて、アクティブラーニングやICTなどの指導方法を導入する言語学習カリキュラム開発についても理解を深める。
配当年次	1年・2年後期（隔年開講）	
単位数	2単位	
カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）		子どもの学びの履歴としての体育科教育のカリキュラムを開発し実践できる力を育てるために、児童・生徒が主体的に取り組みするための学習指導に焦点をあてて、カリキュラム開発のあり方について理解を深める。また、予防医学的見地からみた健康と身体について考察する。中でも本講義では、身体活動と健康、スポーツと健康の相関的・相乗的な関係の基本理念について、生理的・医学的な特徴と関係から概説する。また現代社会における子どもの身体に関する健康課題について、最新の科学的根拠を基に解説し、保育・教育現場で実践可能な解決法の提案を試みる。
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
カリキュラム開発特論Ⅳ（表現） 2026年度開講せず		コンピテンシー・ベースのカリキュラム、子どもの学びの履歴としてのカリキュラムを開発し実践できる力を育てるために表現領域に焦点をあてて、カリキュラム開発のあり方について理解を深めることを目的としている。まず、表現のカリキュラムに関する現状と課題、基礎理論を講義を通して理解する。次に表現とは何か、芸術表現、遊びと表現、総合表現の観点から文献講読を通して理解を深める。そして主なカリキュラムの事例検討を行い、ディスカッションを行いながら各問題について整理する。以上をふまえ、表現領域におけるカリキュラム研究と実践を行い、カリキュラム開発の視点を獲得する。
配当年次	2年前期（隔年開講）	
単位数	2単位	
カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論）		本授業は、集団学習の1つの形態として演劇教育に着目し、「演劇と教育」の接点について検討しながら、具体的な手法を体験的に学ぶ授業です。まず日本および海外の演劇教育の歴史的流れを踏まえ、演劇教育のさまざまな立場を理解します。そのうえで、近年のアクティブラーニングを推奨する教育改革と演劇的手法の関係性を考察し、日本における演劇教育の現代的な位置づけを検討します。また、演劇的手法の代表的なワークを実際に体験し、その体験を省察しながら、ワークの手順や目的、演劇教育の基本的概念を学んでいきます。最後に、具体的文脈に即した教育実践のデザインを行います。
配当年次	1年・2年後期（隔年開講）	
単位数	2単位	
学校教育実践演習Ⅰ		小学校、幼稚園におけるフィールドワークにより、言語能力育成に関わる諸課題を軸として保育、授業づくりの検討を行う。ボランティアあるいはインターンシップとして学校教育に参加しつつ、参与観察や関係者へのインタビュー等をおして、多角的、立体的に課題を探究する。その際、大学院生の協働によるフィールドワークの省察を「ケース・メソッド」で取り組む。そのことで課題分析を深化させるとともに、解決へ向けて創造的、組織的に実践できる力を身につける。
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
学校教育実践演習Ⅱ		大学院生と教員による協働研究を通じて、幼稚園と小学校との異校種間連携や、算数科と総合的な学習等の教科領域横断のカリキュラム開発と、保育・授業づくりの検討を行う。その際、大学院生による小学校や幼稚園での「フィールドワーク」と、大学院生の協働によるフィールドワークの省察を「ケース・メソッド」で取り組む。そうすることで、幼稚園・小学校現場で中心的な役割を担いながら、創造的なカリキュラム開発と保育・授業づくりを組織的に実践できる力を身につけることができる。
配当年次	2年後期	
単位数	2単位	

授業科目名		授業の概要
教育コミュニティ特論 2026年度開講せず		子供のよりよい育ちのためには、コミュニティ全体で総合的に子供を支えていくことが必要であるという立場から、主に子供を中心とした教育コミュニティについて扱う。前半では、教育コミュニティに関する理念や、それが必要とされる背景及び現状について学び、これまでの「学校と地域の連携」と「教育コミュニティ」の違いについて考える。後半では、国内外の教育コミュニティに関する様々な事例をもとにして、教育コミュニティづくりの実態および工夫や課題について検討し、よりよい教育コミュニティに必要なものは何かについて受講生と議論していきたい。
配当年次	1年・2年前期（隔年開講）	
単位数	2単位	
多文化共生社会特論		グローバル化時代における教育のあり方について、国内外の事例や学術領域において構築された理論等を踏まえて考察する。具体的には、国境を越えて移動する人々（＝移民）に焦点を当て、多様な文化的背景をもつ子どもたちを包摂するための教育を構想することを通じて、教育者として多文化共生社会の実現に貢献するための知識・能力を獲得することをめざす。その際、単に日本と外国（海外）という視点だけでなく、アイヌ文化や琉球文化、さらには文字文化などより広い意味での「多文化」を議論し、多文化共生社会に対する広範な視野を獲得することをめざす。
配当年次	1年・2年後期（隔年開講）	
単位数	2単位	
対人援助特論		今日、教育をめぐる問題は複雑多様化してきている。不登校、いじめ、貧困、虐待など、学校は子どもが抱える様々な課題に直面している。そのような状況にあって、すべての問題に教員のみで対応するのはもはや困難である。本授業では、より広い見地から教育実践の省察を通して問題解決を模索していく。実践的な学びとして、スクールカウンセリングやスクールソーシャルワークなどを活用した「チーム学校」を念頭に置き、さらにコミュニティにおける多様な対人援助の協働による支援のあり方を検討する。
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
家庭支援特論		家族の構造、形態、機能について諸理論について理解した上で、今日の子育てで家庭に焦点をあて、家庭支援の意義と役割についての認識を深めていくことを目的とする。具体的には、家族の今日的な課題を明らかにした上で、特に家庭の教育的機能に焦点をあて、家族内コミュニケーションのあり方について理解を深めていく。さらに、家庭教育支援を実施していくにあたって、システムズ・アプローチの認識論に立って家族の問題をとらえる意義、さらには社会構成主義の考え方を踏まえた具体的な支援の方法論について考究していく。
配当年次	1年・2年後期（隔年開講）	
単位数	2単位	
地域教育実践演習Ⅰ		地域には学校以外にも教育を支える様々な組織や人々が活動している。例えば、学校にいけない子供たちの居場所を提供するフリースクールの活動、地域の歴史や文化を教える活動、諸外国の人々との交流を図る活動などである。これらの活動を支えているのは、（広い意味での）ボランティアや非営利組織（NPO）であることが多い。本科目では、地域における学校以外の教育組織に着目し、実際にこれらの組織でフィールドワークを行いながら、地域教育にかかわる組織の活動とその意義について検討する。
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
地域教育実践演習Ⅱ		「地域教育実践演習Ⅰ」において、フィールドワークを通じて、学校以外の地域教育組織について身につけた知見をさらに展化・深化させることを目的とする。つまり、地域において、学校とは異なる目的や方法によって活動する教育組織の意義を理解した上で、地域にとってより効果的な学校と地域組織との協働の在り方を模索する。フィールドワークを通じて地域教育の活動に関わりながら、学校を含めた多様な教育機関の協働が、地域教育にもたらす可能性と課題を検討する。
配当年次	2年後期	
単位数	2単位	
教育組織開発特論 2026年度開講せず		教育にかかわる集団や組織を社会関係資本や組織論の観点から検討し、教育効果を生み出す組織開発について考察する。具体的には学級集団、教職員集団、地域社会に着目し、友人関係、教師と生徒の関係、校長のリーダーシップ、家族・保護者との協働などを取り上げる。ただ、特定の条件を満たせば、必ず教育効果が上がるというものではないことも事例を通じて示し、教育組織の開発には、個々の条件や環境を考慮した多様な取り組みが必要であることを検討する。
配当年次	1年・2年後期（隔年開講）	
単位数	2単位	
コミュニティ・スクール特論		まず、コミュニティ・スクールの概要を知り、コミュニティ・スクールの目的と活動を理解できるようにする。次に、テキストを使って、今後の研究目的や研究方法を理解する。3番目に、テキストを輪読し、コミュニティ・スクールの制度や学校運営協議会の活動について、グループワーク等を通して理解できるようにする。さらに、コミュニティ・スクールの実地研修を行い、コミュニティ・スクールについての自分の考えをまとめることができるようにする。
配当年次	2年後期	
単位数	2単位	

授業科目名		授業の概要
シチズンシップ教育特論		シチズンシップ（市民性）とは、民主主義社会の構成員として自立した思考と判断を行い、政治や社会の意思決定や問題解決に能動的に参加する資質を指す概念である。そうした社会創造の価値・知識・技能を涵養する教育が、シチズンシップ教育である。近年の人口変動やグローバル化、社会的排除の広がりなどの急速な社会変容の影響から、求められるシチズンシップ教育も変化している。事例検討と授業でのディスカッションを通じてシチズンシップ教育への理解を深め、自らの興味関心と関係づけることができるように足場を構築していく。
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
インクルーシブ教育特論		最初に「インクルージョン」の基本的な考え方を学ぶ。次いで、障害のある児童生徒に対する教育制度等に関する情報収集を行い、インクルーシブ教育の観点も含めて実施状況及びその課題を探る。特別支援学校等では、「交流及び共同学習」の実施が義務付けられており、その情報収集をもとに課題及び解決策を検討する。全体的には、インクルーシブ教育システムの構築に資する実践等を収集し、学校教育における「共生社会」を目指した取組に関する知見を明確にし、その定着を図る。
配当年次	1年・2年前期（隔年開講）	
単位数	2単位	
研究指導Ⅰ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅰ」においては、修士論文のテーマ設定に向けて、その理論的基盤を先行研究の概観を通して修得する。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	1年前期	
単位数	1単位	
研究指導Ⅱ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅱ」においては、修士論文作成のための研究構想及び研究計画の具体的策定を見据えた、データの収集・整理・分析方法を修得する。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	1年後期	
単位数	1単位	
研究指導Ⅲ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅲ」においては、先行研究論文の探求や教育実践に資する調査研究の実施、データの収集及び分析を進めていき、修士論文中間報告会における報告と、そこでのフィードバックを通して、妥当性・信頼性のある、より質の高い研究をめざす。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	2年前期	
単位数	1単位	
研究指導Ⅳ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅳ」においては、修士論文の到達点を明確にし、データの分析結果を踏まえ、研究課題についての理論構築を図り、論文構成を洗練させ、修士論文の完成をめざす。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	2年後期	
単位数	1単位	

3. 免許・資格課程

(1) 教職課程について

1) 教員養成に対する理念・構想

本研究科は、現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校、園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成をめざします。

これは基礎となる学部である教育学部の教育課程が、4年間を通じて配置している見学実習、インターンシップ、保育実習や教育実習という実践を通しての学びとともに、教育に関する理論と往還しながら教育実践を探究することを特徴としていることを踏まえ、本研究科の教育課程においては、学部におけるこれらの学びの特徴を継承し、学校教育における実践力の基礎を養う学部の教育課程の高度化をめざすものです。

すなわち、教職専門のみならず、学校とそれが置かれている地域、さらには現代社会についての深い理解をベースにして、様々な関係者と理論や価値観、実践を分かち合い、教育の創造へと導くことのできる、「省察的研究のできる実践者」を養成します。そのために、学校および地域における教育施設等でのフィールドワークと事例研究（ケース・メソッド）をベースに、理論をふまえた実践研究を行い、省察的研究のできる実践者となるための以下の能力の育成をめざします。

- ①教育学に関する、広い視野をもった高度な専門知識や教育技術
- ②現代の教育に関する実践的課題をふまえ、地域の諸組織と協働で多角的な視点から教育実践を省察し、有用な知にたどり着く、創造的問題解決ができる力
- ③専門的理論・知見と自ら立てた問題意識や仮説を絶えず批判的に検討・消化しつつ、自分の考えをその場にふさわしい方法で表出し、また相手の考えや立場を尊重しながら討議あるいは応答できる能力
- ④現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で教育実践を省察し、教育実践に関して、客観的かつ論理的に考察を展開し、独創的で有用な研究を遂行できる力

2) 取得可能な免許状の概要

ア. 幼稚園専修免許課程（幼稚園教諭専修免許状）

幼児教育に関する実践的課題を理解し、地域の幼稚園、こども園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成をめざします。

こうした目的を実現するための教育課程は次の3点を特色としたものとします。

- ①地域に支えられた学校のあり方を多様な人々と協働で実践的に学び、実践を通じた協働による省察力を培うための地域や学校でのフィールドワークを1年次、2年次を通じて履修する。
- ②フィールドワークの実践を省察する基礎となる高度な専門知識を学修するため、現代教育実践学として、臨床教育学、幼児教育学、教育心理学、発育発達学、教育社会学に関する科目を履修し、現代社会と教育実践について俯瞰的、包括的に探究する。
- ③幼児教育における今日的課題を踏まえ、カリキュラム開発に焦点を当て「リテラシー」、「身体と健康」、「表現」の領域における科目を履修することを通して、カリキュラムを開発し、実践できる力を育てる。これとともに「インクルーシブ教育」として、共生社会の形成に向けて個別の教育的ニーズのある子どもに対する教育の在り方について理解を深める。

イ. 小学校専修免許課程（小学校教諭専修免許状）

初等教育に関する実践的課題を理解し、地域の小学校をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成をめざします。

こうした目的を実現するための教育課程は次の3点を特色としたものとします。

- ①地域に支えられた学校の在り方を多様な人々と協働で実践的に学び、実践を通じた協働による省察力を培うための地域や学校でのフィールドワークを1年次、2年次を通じて履修する。
- ②フィールドワークの実践を省察する基礎となる高度な専門知識を学修するため、現代教育実践学として、臨床教育学、教育心理学、発育発達学、教育社会学に関する科目を履修し、現代社会と教育実践について俯瞰的、包括的に探究する。

- ③初等教育における今日的課題を踏まえ、カリキュラム開発に焦点を当て「学力と評価」、「リテラシー」、「身体と健康」、「表現」、「集団学習」の領域における科目を履修することを通して、21世紀型の学力について吟味し、カリキュラム開発と、アクティブラーニングや協同学習など教育方法の研究を通じて、児童生徒の真の学力向上を支援できる教員の養成をめざす。

これとともに「コミュニティ・スクール特論」、「シチズンシップ教育」、「インクルーシブ教育」といった教育をめぐる今日的課題について理解を深める。

3) 免許状取得条件

免許状を取得するためには、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」に従い単位を修得する必要があります。詳細は、次頁の課程表を確認してください。

「大学が独自に設定する科目」 幼稚園教諭専修免許状

免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目	単位数		配当年次				備考
		必修	選択	1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解 に関する科目	カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価）	2		●		●	4科目のうち3科目 6単位以上選択必修
		カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）	2			●		
		カリキュラム開発特論Ⅳ（表現）〔隔年開講〕 （2026年度開講せず）	2	●		●		
		カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論）〔隔年開講〕	2		●		●	
		学校教育実践演習Ⅰ	2			●		
		学校教育実践演習Ⅱ	2				●	
	教育実践に関する科目	地域・学校実践演習Ⅰ	2		●			2科目4単位必修
		地域・学校実践演習Ⅱ	2			●		
		現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）	2	●		●		※「教育の基礎的理解 に関する科目」の 「学校教育実践演習Ⅰ」 「学校教育実践演習Ⅱ」 を含む8科目のうち7科目 14単位以上選択必修
		現代教育実践学Ⅱ（幼児教育学）〔隔年開講〕 （2026年度開講せず）	2	●		●		
現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）		2	●		●			
現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）		2		●		●		
現代教育実践学Ⅴ（教育社会学）〔隔年開講〕		2	●		●			
インクルーシブ教育特論〔隔年開講〕		2		●		●		

「大学が独自に設定する科目」 小学校教諭専修免許状

免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目	単位数		配当年次				備考
		必修	選択	1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解 に関する科目	カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価）〔隔年開講〕	2		●		●	5科目のうち3科目 6単位以上選択必修
		カリキュラム開発特論Ⅱ（リテラシー）〔隔年開講〕 （2026年度開講せず）	2		●		●	
		カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）	2			●		
		カリキュラム開発特論Ⅳ（表現）〔隔年開講〕 （2026年度開講せず）	2	●		●		
		カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論）〔隔年開講〕	2		●		●	
		学校教育実践演習Ⅰ	2			●		
	教育実践に関する科目	地域・学校実践演習Ⅰ	2		●			2科目4単位必修
		地域・学校実践演習Ⅱ	2			●		
		現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）	2	●		●		※教育の基礎的理解 に関する科目の 「学校教育実践演習Ⅰ」 「学校教育実践演習Ⅱ」 を含む9科目のうち7科目 14単位以上選択必修
		現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）	2	●		●		
現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）		2		●		●		
現代教育実践学Ⅴ（教育社会学）〔隔年開講〕		2	●		●			
コミュニティ・スクール特論		2				●		
シチズンシップ教育特論		2			●			
インクルーシブ教育特論〔隔年開講〕	2		●		●			

履修モデル

2年間で目標、目的に対応する履修モデルです。修士の学位取得と合わせて単位修得の際の一つの指標にしてください。なお、長期履修生の場合は参考として修了までの単位修得の目安としてください。

履修モデル① 小学校教諭

		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
基礎科目		地域・学校実践演習Ⅰ②	地域・学校実践演習Ⅱ②		
基本科目		現代教育実践学Ⅰ(臨床教育学)② 現代教育実践学Ⅲ(教育心理学)② 研究方法論Ⅰ② 研究方法論Ⅱ②		現代教育実践学Ⅴ(教育社会学)②	
専門科目	カリキュラム開発領域		カリキュラム開発特論Ⅰ(学力と評価)②	学校教育実践演習Ⅰ②	学校教育実践演習Ⅱ② カリキュラム開発特論Ⅴ(集団学習論)②
	教育コミュニティ創造領域				
	現代教育実践領域		教育組織開発特論②	コミュニティ・スクール特論②	
研究指導		研究指導Ⅰ①	研究指導Ⅱ①	研究指導Ⅲ①	研究指導Ⅳ①

(注) ○内の数字は単位数を表す。

履修モデル② 小学校教諭専修免許状取得希望者

		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
基礎科目		地域・学校実践演習Ⅰ②	地域・学校実践演習Ⅱ②		
基本科目		現代教育実践学Ⅰ(臨床教育学)② 現代教育実践学Ⅲ(教育心理学)② 研究方法論Ⅰ② 研究方法論Ⅱ②	現代教育実践学Ⅳ(発育発達学)②	現代教育実践学Ⅴ(教育社会学)②	
専門科目	カリキュラム開発領域		カリキュラム開発特論Ⅰ(学力と評価)② カリキュラム開発特論Ⅱ(リテラシー)②	カリキュラム開発特論Ⅲ(身体と健康)② カリキュラム開発特論Ⅳ(表現)② 学校教育実践演習Ⅰ②	カリキュラム開発特論Ⅴ(集団学習論)② 学校教育実践演習Ⅱ②
	教育コミュニティ創造領域				
	現代教育実践領域		教育組織開発特論②	コミュニティ・スクール特論② シチズンシップ教育特論②	インクルーシブ教育特論②
研究指導		研究指導Ⅰ①	研究指導Ⅱ①	研究指導Ⅲ①	研究指導Ⅳ①

(注) ○内の数字は単位数を表す。

履修モデル③ 幼稚園教諭

		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
基礎科目		地域・学校実践演習Ⅰ②	地域・学校実践演習Ⅱ②		
基本科目		現代教育実践学Ⅰ(臨床教育学)② 現代教育実践学Ⅱ(幼児教育学)② 研究方法論Ⅰ② 研究方法論Ⅱ②	現代教育実践学Ⅳ(発育発達学)②		
専門科目	カリキュラム 開発領域			カリキュラム開発特論Ⅲ(身体と健康)② カリキュラム開発特論Ⅳ(表現)② 学校教育実践演習Ⅰ②	学校教育実践演習Ⅱ②
	教育 コミュニティ 創造領域				
	現代教育実践領域		教育組織開発特論②		インクルーシブ教育特論②
研究指導		研究指導Ⅰ①	研究指導Ⅱ①	研究指導Ⅲ①	研究指導Ⅳ①

(注) ○内の数字は単位数を表す。

履修モデル④ 幼稚園教諭専修免許状取得希望者

		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
基礎科目		地域・学校実践演習Ⅰ②	地域・学校実践演習Ⅱ②		
基本科目		現代教育実践学Ⅰ(臨床教育学)② 現代教育実践学Ⅱ(幼児教育学)② 現代教育実践学Ⅲ(教育心理学)② 研究方法論Ⅰ② 研究方法論Ⅱ②	現代教育実践学Ⅳ(発育発達学)②	現代教育実践学Ⅴ(教育社会学)②	
専門科目	カリキュラム 開発領域			カリキュラム開発特論Ⅲ(身体と健康)② 学校教育実践演習Ⅰ② カリキュラム開発特論Ⅳ(表現)②	学校教育実践演習Ⅱ②
	教育 コミュニティ 創造領域				
	現代教育実践領域		教育組織開発特論②	コミュニティ・スクール特論② シチズンシップ教育特論②	インクルーシブ教育特論②
研究指導		研究指導Ⅰ①	研究指導Ⅱ①	研究指導Ⅲ①	研究指導Ⅳ①

(注) ○内の数字は単位数を表す。

履修モデル⑤ 地域教育支援の高度専門職業人

		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
基礎科目		地域・学校実践演習Ⅰ②	地域・学校実践演習Ⅱ②		
基本科目		現代教育実践学Ⅰ(臨床教育学)② 現代教育実践学Ⅲ(教育心理学)② 研究方法論Ⅰ② 研究方法論Ⅱ②	現代教育実践学Ⅳ(発育発達学)②	現代教育実践学Ⅴ(教育社会学)②	
専門科目	カリキュラム 開発領域				カリキュラム開発特論Ⅴ(集団学習論)②
	教育 コミュニティ 創造領域	教育コミュニティ特論②	多文化共生社会特論②	対人援助特論② 地域教育実践演習Ⅰ②	家庭支援特論② 地域教育実践演習Ⅱ②
	現代教育実践領域			コミュニティ・スクール特論② シチズンシップ教育特論②	インクルーシブ教育特論②
研究指導		研究指導Ⅰ①	研究指導Ⅱ①	研究指導Ⅲ①	研究指導Ⅳ①

(注) ○内の数字は単位数を表す。

4. 修士論文ガイドライン

I. 修士論文とは

2年間の大学院修士課程での学修の総まとめとして、専門分野における問題意識に基づき、テーマに即した研究方法を用い、結果や考察を論文形式としてまとめ、修士号取得にふさわしい専門性と研究能力を身に付けたことを示すものである。論文作成においては以下の点を考慮しなければならない。

【審査基準】

- ① 研究テーマの適切性：研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
- ② 情報収集の度合い：当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
- ③ 研究方法の妥当性：研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
- ④ 論理の一貫性：全体の構成も含めて論理展開に整合性、一貫性があること。
- ⑤ 独創性：当初設定した課題に対応した明確かつ独創的な結論が提示されていること。
- ⑥ 論文作成能力：文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して学術論文としての体裁が整っていること。
- ⑦ 研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規定や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

II. 修士論文作成指導

1年次より始まる研究指導Ⅰ～Ⅳを通じ、指導教員から2年間（長期履修生の場合、3もしくは4年間）にわたって指導を受け、研究構想発表ならびに中間発表を経て、論文提出、論文発表会、最終審査に至るまで一貫した研究指導の基に修士論文を完成させる。

※長期履修生の場合、在学する各年において、必ず1つ以上の「研究指導」の科目を履修登録する様に研究指導担当教員と計画を立てて履修すること。

＜例（4年間の長期履修の場合）＞1年次前期「研究指導Ⅰ」、2年次後期「研究指導Ⅱ」、3年次前期「研究指導Ⅲ」、4年次後期「研究指導Ⅳ」

III. 修士論文審査について

2度の中間審査（研究構想発表・中間発表）を経て、最終審査が行われる。審査員は、主査1名および副査2名の計3名で構成され、原則的に本学大学院教員が担当する。副査の1名は必ず他分野の教員が担当する。なお、研究指導教員は主査を担当しないこととする。各中間審査では、各自A4用紙1枚以上（追加資料可）でレジュメを作成し、発表する。最終審査は審査員3名による非公開の口頭試問が行われ、必要に応じて修正が求められる。審査の結果、合格した者のみ公開の最終発表会にて発表を行う。最終発表会では抄録集の原稿、あるいは別途必要な資料を準備する。審査基準は、上述「I. 修士論文とは」に挙げている7つの項目が用いられ、また、完成度として、査読付き学術雑誌に掲載される程度の質が望ましい。

IV. 論文作成から審査、学位授与までの流れ

時期	指導内容	提出書類	提出方法
1年次 4～5月	・研究課題・研究計画に対する相談 ・論文テーマの検討		
1年次 5月	・指導教員の決定 ・研究課題の決定		
1年次 10月下旬	・研究構想の提出	●修士論文構想書 ※様式1	院生 →教務部
1年次 11月下旬	・第1次中間報告会（研究構想発表会）		
2年次 4月中旬	・研究計画の提出	●修士論文計画書 ※様式2	院生 →教務部
2年次 6月中旬	・第2次中間報告会（修士論文中間報告会）にて、研究の進捗状況と今後の研究計画について発表	●中間発表用抄録 ※様式3	院生 →教務部
2年次 11月中旬	・修士論文題目及び概要提出	●修士論文題目 及び概要 ※様式4	院生 →教務部
2年次 12月下旬	・主査・副査の決定	●審査体制決定書 ※様式5	指導教員 →教務部
2年次 1月中旬	・修士論文の完成、提出	●修士論文本文 ●修士論文受領書 ※様式6	院生 →教務部
2年次 2月初旬	・修士論文審査（最終試験・合否判定） ・論文抄録提出 ・課程修了判定	●最終審査報告書 ※様式7 ●修士論文抄録	指導教員 →教務部 院生 →教務部
2年次 3月	・最終論文発表会 ・製本用本文提出 ・学位記授与	●製本用論文本文	院生 →教務部

※各提出期限・方法については別途指示をするので、各自確認すること

※長期履修生の中間審査時期については適宜、指導担当教員より別途指示をするので、各自確認すること。

V. 修士論文作成上フォーマット

(1) タイトルページ (表紙) は以下のように定める。

- ① 修士論文
- ② 論文題目
- ③ 学籍番号
- ④ 氏名
- ⑤ 研究指導教員
- ⑥ 論文審査員 (主査、副査、副査)
- ⑦ 年度
- ⑧ 大阪成蹊大学大学院教育学研究科

- ・ 修士論文 (MS明朝 16 ポイント中央揃え太字) 第5行目から書き始める。
- ・ 修士論文から2行あけ、論文題目 (MS明朝 16 ポイント中央揃え太字) を書く。論文題目が2行にわたる時は、出来るだけ裾狭になるように書く。副題 (MS明朝 12 ポイント太字) をつけるときは、その前後に1スペースを使ってハイフンを用いる。なお、ハイフンと文字の間も1スペースずつあけること。
- ・ 標題から2行あけ、学籍番号を書く。次行に氏名を書く。学籍番号と氏名はMS明朝 14 ポイント中央揃え (数字は全角)。
- ・ 氏名から2行あけ、研究指導教員名を書く。次行に論文審査員 (主査、副査、副査) を書く。
- ・ 論文審査員から2行あけ、年度を書く。次行に大阪成蹊大学大学院教育学研究科を書く。

(表紙の記入例)

修士論文 (MS明朝 16 ポイント 太字)	
論文題目 (MS明朝 16 ポイント 太字)	
— 副 題 — (MS明朝 12 ポイント 太字)	
(以下MS明朝 14 ポイント)	
学籍番号	2 * * * * *
氏 名	○ ○ ○ ○
研究指導教員	○ ○ ○ ○
論文審査員	主査 ○ ○ ○ ○
	副査 ○ ○ ○ ○
	副査 ○ ○ ○ ○
20○○年度	
大阪成蹊大学大学院教育学研究科	

(2) 論文の配列

次の順序で配列し、ページ番号を打つ。

配 列 順 序 ↓	表紙	ページ番号は記入しない。
	目次	i からはじめ ii、iii……と文章の下部中央にページ番号をつける。
	要約、キーワード	
	本文	算用数字で本文の最初を1ページとして、1, 2, ……と文章の下部中央につける。() やハイフンはつけない。
謝辞		
引用文献		
参考文献		

(3) 本文

章、節、項などの立て方は、次の順序によることを原則とする。

章・・・I. II. III. 等のローマ数字を使用し、見出しは行の中央に記述する。

(前後1行をあける)

節・・・1. 2. 3. 等のアラビア数字を使用し、左づめとする。

(前1行をあける)

項・・・(1)、(2)、(3) 等を使用し、左づめとする。(前1行をあける)

以下①、②、③のように表記する。

なお、章、節、項はMSゴシック11ポイントとする。

(4) 本文ページレイアウト

- ・ A4用紙縦置き、横書き(40字×25行:1000文字程度)ワードを用いて作成する。
- ・ 余白は、ワードの初期設定(上:35、下左右:25)とする。
- ・ 本文の字体はMS明朝、大きさは11ポイントを原則とする。
- ・ 句読点は「、」「。」を使用する。
- ・ 欧文および算用数字は半角文字を使用し、フォントはCentury 11ポイントとする。

(5) 図表について

- ・ 図と表は、図1、表1のようにそれぞれ通し番号を付し、図の下に図題を表の上に表題を付ける。
- ・ タイトルはMSゴシックで表記。図表番号とタイトルの間は全角スペースを入れる。

(6) 脚注について

- ・ 本文中の脚注は、通し番号を付け、全てページ脚注とする。通し番号は、当該箇所の右肩に上付き数字^(1,2,3...)とする。
- ・ 脚注のフォントはMS明朝9ポイントとする。

(7) 本文中の引用文献の記述方法について

本文中の引用文献の記述は、ハーバード式またはバンクーバー式を選択し、以下のように表示する。

①ハーバード式（著者名・発行年方式）の場合

著者の姓と発行年を括弧書き等で記述し、文献リストは著者順（アルファベット順）に列挙する。

例) 相川（2001）では、次のような結果が…

しかし、成蹊（1998, p.25）も強調しているように…
…と報告されている（成蹊 1998、相川 2001）。
…は異なるということが明らかにされている（Seikei 訳書, 2010）。
成蹊は「…である」（成蹊 1998：25-26）と述べている。
…という調査結果もある（成蹊 1998、相川 2001）。
近年…を重視する議論が展開されている（Seikei & Aikawa 2005）。

直接引用をする場合、以下のように記載する。

成蹊は「…である」（成蹊 1998, p.25-26）と述べている。
Seikei によれば「…ではない」（Seikei 訳書, 2010, p.45-46）。

同一著者の同一年の文献については（成蹊 1991a, 1991b）のように a, b, c, …を付ける。
・同一著者で発行年が異なる文献については（成蹊 1998, 2001, …）のように記載する。

②バンクーバー式（引用順方式）の場合

本文中での引用箇所引用順に番号（連番）を振って、文献リストは引用番号順に列挙する。

例) 相川では、○○の結果が示されている¹⁾。
…と報告されている²⁾。
成蹊は「…である」³⁾と述べている。
…と報告されている¹²⁾。

(8) 引用文献の表記について

引用文献一覧を、以下の例に従って本文の後にまとめて記載する。引用文献一覧の後に参考文献一覧を載せてもかまわない。

①ハーバード式の場合

邦文、欧文を含めてアルファベット順とする。同一著者の文献が複数ある場合は発行年順に記載する。翻訳書・翻訳論文については、原典の書誌情報を記載する。

例) 相川次郎（2001）ICT を活用した教育的効果, 教育医学, vol ●(●), p. ●● - ●●.
成蹊太郎（1998）教育の心理学, 岩波新書.
Seikei T（2006）Innovation Management: Theory and Method, Chicago: Academic Publishers（相川蹊子訳
（2010）『イノベーション・マネジメント—理論と方法』アカデミック出版）.

②バンクーバー式の場合

本文中での引用箇所引用順に番号（連番）を振って、文献リストは引用番号順に列挙する。

- 1) 相川次郎（2001）ICT を活用した教育的効果, 教育医学, vol ●(●), p. ●● - ●●.
- 2) 成蹊太郎（1998）教育の心理学, 岩波新書.

③インターネットからの引用の場合

インターネットからの引用の場合は、記載者、サイトタイトル、URL、(閲覧日)を記載する。

例) 中央教育審議会(2016)「個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/07/07/1371833_1.pdf (2018年9月1日閲覧)。

分野によって、先行研究と序論を統合する、あるいは結果と考察を統合するなどの変更は認められる。指導教員との相談の上、決定する。

Ⅵ. 修士論文の抄録集の作成

本文提出後に指定の期日までに抄録集に掲載する原稿を作成し、提出しなければならない。この原稿が最終発表会のレジュメとしても用いられる。書式については下記に従うこと。

- ・ A4用紙2枚程度にまとめること。
- ・ フォーマットは各中間報告会で作成するレジュメに準ずること。
- ・ 論文構成に従い、必要に応じて図や表も挿入し、結論まで導く。引用文献も記入すること。

Ⅶ. 修士論文の提出について

- ・ 完成修士論文(本文)は3部作成し、指定された期間内に教務部に提出する。タイトルページの論文審査員署名欄は空欄とする。
- ・ 抄録集原稿に関しても指定期日とフォーマットを守り、教務部に提出する。
- ・ 製本用本文提出時には、タイトルページの論文審査員署名欄に各審査員からの署名を加え、教務部に提出する。

引用文献 (MS 明朝 1 2 ポイント 中央揃え 太字)

(1 1 ポイント 1 行空け)

相川蹊子 (2001) 「経営管理の系譜と発展」『日本経営管理学会』Vol. 2, No. 1, pp. 24-32.

中央教育審議会 (2016) 「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について (答申)」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/07/07/1371833_1.pdf
(2018 年 9 月 1 日閲覧)

成蹊次郎 (2010) 「経営の工学的アプローチ」相川蹊子編『経営入門』中央経済社, pp. 51-80.

成蹊太郎 (1998) 『経営の心理学』岩波新書。

Seikei, T. (2006) *Innovation Management: Theory and Method*, Chicago: Academic Publishers
(相川蹊子訳 (2010) 『イノベーション・マネジメント—理論と方法』アカデミック出版)。

Seikei, T., and Aikawa, K. (2005) “Social Science in America: History and Perspective”, *American Journal of Social Science* 54 (1), pp. 24-56.

参考文献 (MS 明朝 1 2 ポイント 中央揃え 太字)

(引用文献と同じ形式で表示)

5. 施設・設備

(1) 各施設の利用時間等について

①共同研究室・自習室

中央館地下1階に大学院生共同研究室があります。教育学研究科生が共同で利用でき、PC等も備えられています。開室時間は、平日・土曜日ともに8:40～22:00です。(※日・祝および大学が定める期間は閉室)

②教育学研究科図書室・資料室

西館4階に図書室1室と資料室1室があり、基本図書・学術雑誌等を整備しています。開館時間は、平日9:00～20:00、土曜日9:00～17:00です。

③教務部・学生部

授業の履修や試験・成績についての窓口となります。開室時間は、平日8:40～18:40です。

(2) 各種 Wi-Fi の接続および利用について

【学内 Wi-Fi の利用について】

全館（主に教室外）でオープン無線 LAN (Wi-Fi) の利用が可能です。ご利用に際しては以下の内容をご確認いただき、正しくご利用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

①接続方法

アクセスポイント 『Seikei-Free』
パスワード 『Touri-seikei』

※半角入力および大文字小文字にご注意ください。

②注意事項

- 一度接続した Wi-Fi は2回目以降、電波圏内になると自動的に接続されます。
- 無線 LAN 接続サービスは、インターネット環境を 100%保証するものではありません。
- 接続するパソコン等端末のセキュリティに関しては、個人の責任において、保護・管理してください。
- 操作上によるウイルス感染、情報の漏洩及び消失等、利用端末の不具合その他の侵害に関しては学園において一切の責任を負いません。

【教室内での「授業目的」による Wi-Fi の利用について】

①接続方法

アクセスポイント 『seikei-ForClass』
パスワード 『class-seikei』

※半角入力および大文字小文字にご注意ください。

②注意事項

- スマートフォン、ノートパソコン等機器の充電は必ず自宅で行ってください。
- インターネットを利用しない場合は、スマートフォン、ノートパソコン等の Wi-Fi 接続は切ってください。(※)
- スマートフォンとノートパソコン等を同時に Wi-Fi 接続をしないでください。(使用しない機器は電源もしくは Wi-Fi 接続を OFF にしてください)
- 動画等大容量のデータは事前にダウンロードし、教員の指示がない限り授業中には行わないでください。
- 学内のネットワークには接続していないため、教室内のプリンター出力や学内サーバ上にあるフォルダにはアクセスできません。
- 大学の Wi-Fi を使用して社会的に問題のあるホームページにアクセスしないでください。

※教室での利用が終わり、次の授業に向かう際に一度 Wi-Fi 接続を切って、次の教室に入室してから再度接続してください。

大阪成蹊大学大学院学則

平成 29 年 9 月 14 日 制定 2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第 1 章

第 2 章 大学院通則

第 1 節 目的及び自己点検・評価

(目的)

第 1 章 大阪成蹊大学大学院（以下「大学院」という。）は、大阪成蹊学園の建学の精神「桃李不言下自成蹊」に基づき、学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 章 大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い公表する。

2 前項の点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

第 2 節 組織

(研究科)

第 3 条 大学院に、次に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

2 前項の研究科における目的は次に掲げるとおりとする。

現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門業人の養成を目的とする。

(教育方法の特例)

第 4 条 次の研究科又は専攻に、専ら夜間において教育を行う課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

(入学定員及び収容定員)

第 5 条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
教育学研究科	教育学専攻	5 人	10 人
合計		5 人	10 人

第 3 節 教職員組織

(研究科長)

第 6 条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。

(教員組織)

第 7 条 研究科に、教授、准教授、講師及び助教を置く。

第 4 節 研究科委員会

(研究科委員会)

第 8 条 研究科に研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 1 節 学年、学期及び休業日

(学年)

第 9 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 10 条 学年を、次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学期ごとの授業の開始日及び終了日について変更することができる。

(休業日)

第 11 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 学園の創立記念日（4 月 20 日）

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 学長は、必要に応じて、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第 1 項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第 12 条 修士課程の修業年限は、2 年とする。

2 在学期間は、4 年を超えることはできない。ただし、第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の規定により入学を許可された者は、それぞれの在学すべき年数の 2 倍を超えて在学することはできない。

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）が、その旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。ただし、在学期間は、4 年を超えることはできない。

第 3 節 入学、再入学、休学、復学、転学、退学及び除籍等

(入学時期)

第 13 条 入学の時期は、学年の始めから 30 日以内とする。ただし、研究科が特別の必要があり、かつ教育上支障がないと認めるとき、後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 14 条 大学院に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法に定める大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を終了

した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳以上の者

（入学の出願）

第15条 大学院に入学を志願する者は、入学志願票に、別に定める書類及び第47条に定める検定料を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考する。

（入学手続及び入学許可）

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第48条に定める入学手続料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第18条 やむを得ない事由により大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。

（転入学）

第19条 他の大学院（外国の大学院を含む）に在学している者で、大学院への転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。

（休学）

第20条 疾病その他正当な事由により2月以上就学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

（休学期間）

第21条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができるが、通算2年を超えることはできない。

2 休学期間は、第12条に定める在学期間に算入しない。

（復学）

第22条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

（転学）

第23条 他の大学院に、入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（留学）

第24条 外国の大学院へ留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項により留学した期間は、第12条の定める修業年限に含めることができる。

3 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、第32条の規定を準用する。

（退学）

第25条 退学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第26条 次の各号の一に該当する者は、委員会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に定める在学期間を超えた者

(3) 第21条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明で修学できない者

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第27条 大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって、体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育課程の編成方法等）

第28条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数については別表のとおりとし、履修方法等については、別に定める。

3 第2項の規定にかかわらず、長期履修学生については、その計画的な履修を認めることができる。

（授業の方法等）

第29条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又は併用により行うものとする。

2 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。（以下「遠隔授業」という。）

（単位）

第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（遠隔授業による修得単位）

第31条の2 第29条第2項の授業方法により修得した単位は、14単位を超えない範囲で修了に必要な単位の中に参

入することができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認められるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、委員会の審議を経て、学長の決定により、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院に留学し、修得した場合に準用する。

3 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導の委託)

第33条 教育上有益と認められるときは、委員会の審議を経て、学長の決定により、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認められるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を委員会の審議を経て、学長の決定により、研究科長が大学院入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

3 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 成績の評価は、A・B・C・D及びEをもって表し、D以上を合格とする。

(教育職員免許状)

第36条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

- (1) 小学校教諭専修免許状
- (2) 幼稚園教諭専修免許状

第5節 修了及び学位

(課程の修了)

第37条 大学院に第12条の規定による修業年限以上在学し、次に掲げる単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文審査に合格した者については、委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

科目区分	単位数	計
必修科目	基礎科目(地域・学校実践演習Ⅰ：2単位、地域・学校実践演習Ⅱ：2単位)計4単位 基本科目(研究方法論Ⅰ：2単位、研究方法論Ⅱ：2単位)4単位 研究指導(研究指導Ⅰ：1単位、研究指導Ⅱ：1単位、研究指導Ⅲ：1単位、研究指導Ⅳ：1単位)4単位 合計12単位	30単位以上

科目区分	単位数	計
選択科目	基本科目のうち、必修を除く5科目から、3科目6単位選択 専門科目のうち、「地域教育実践演習Ⅰ(2単位)」または「学校教育実践演習Ⅰ(2単位)」のうちいずれか2単位、「地域教育実践演習Ⅱ(2単位)」または「学校教育実践演習Ⅱ(2単位)」のうちいずれか2単位、計2科目4単位選択 上記以外の選択科目のうち、4科目8単位以上	

(学位)

第38条 大学院の課程を修了した者には、次の区分により学位を学長が授与する。

研究科	専攻	授与する学位
教育学研究科	教育学専攻	修士(教育学)

2 学位の授与等に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第39条 優秀な学業成績を修め又は模範となる行為のあった学生に対しては、委員会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学生が、学則、諸規程及び諸指示を守らないときは、委員会及び教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の懲戒のうち、退学については、次の各号に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第41条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 大学院の学生以外の者で、大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院の学生以外の者で、大学院において一又は複数の授業科目について履修することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、

選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。
(単位互換履修生)

第45条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、単位互換履修生として入学を許可することがある。

- 2 単位互換履修生に関し、必要な事項は、別に定める。
(外国人留学生)

第46条 日本国籍を有しない者で、大学院において教育を受ける目的を持って入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可し、単位を与えることがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第47条 大学院への入学志願者は、入学検定料として35,000円を納めなければならない。

(入学金及び授業料)

第48条 入学金及び授業料の額は次のとおりとする。

種別	年額
入学金	200,000円
授業料	500,000円

- 2 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生の入学検定料、入学金及び授業料については、別に定める。
(授業料の納期)

第49条 授業料の納期は、各年度に係わる授業料については前期及び後期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 入学金の納期は入学時とし、授業料の納期は、前期分にあたっては4月30日まで、後期分にあたっては10月2日までとする。

3 大学院において、特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めるものとする。

4 前項の分納又は延納の期限等については、別に定める。

5 第12条第3項の規定により長期履修学生制度の適用を受けた場合の授業料等の納入方法については、別に定める。

(その他の納付金)

第50条 実習費その他必要な費用は、別に徴収する。

(復学等の場合の授業料)

第51条 学年の中途において復学した者の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第52条 休学期間中の授業料は免除する。

2 前期又は後期の途中で休学した者は、休学が許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(退学等の場合の授業料)

第53条 退学、転学する者は、その当該期までの授業料の全額を納入しなければならない。

(授業料の免除)

第54条 経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者、休学中の者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は授業料を分納して納入させることができる。

- 2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和6年9月12日から施行する。

別表（第 28 条関係）

基礎科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
基礎科目	地域・学校実践演習Ⅰ	1	2			演習
	地域・学校実践演習Ⅱ	1	2			演習

基本科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
基本科目	現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅱ（幼児教育学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅴ（教育社会学）	2		2		講義
	研究方法論Ⅰ	1	2			演習
	研究方法論Ⅱ	1	2			演習

専門科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
カリキュラム開発領域科目	カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価）	1		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅱ（リテラシー）	1		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）	2		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅳ（表現）	2		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論）	2		2		講義
	学校教育実践演習Ⅰ	2		2		演習
	学校教育実践演習Ⅱ	2		2		演習
教育コミュニティ創造領域科目	教育コミュニティ特論	1		2		講義
	多文化共生社会特論	1		2		講義
	対人援助特論	2		2		講義
	家庭支援特論	2		2		講義
	地域教育実践演習Ⅰ	2		2		演習
	地域教育実践演習Ⅱ	2		2		演習
現代教育実践領域科目	教育組織開発特論	1		2		講義
	コミュニティ・スクール特論	2		2		講義
	シチズンシップ教育特論	2		2		講義
	インクルーシブ教育特論	2		2		講義

研究指導

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
研究指導	研究指導Ⅰ	1	1			演習
	研究指導Ⅱ	1	1			演習
	研究指導Ⅲ	2	1			演習
	研究指導Ⅳ	2	1			演習

大阪成蹊大学大学院教育学研究科履修規程

平成 30 年 6 月 21 日 制定

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪成蹊大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 28 条第 2 項の規定に基づき、大阪成蹊大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目の履修及び単位修得方法について、必要な事項を定める。

(学期制)

第 2 条 学年を、次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 学期（セメスター）については、大学院学則第 10 条の通りとするが、科目の性質や学びの順次性から効果的である授業については、学期をさらに二つの期間（以下「クォーター」という。）に分け、前学期の前半 7 回を第 1 クォーター、後半 7 回を第 2 クォーターとし、並びに後学期の前半 7 回を第 3 クォーター、後半 7 回を第 4 クォーターとして運用する。

(教育課程)

第 3 条 本研究科の教育課程は、「基礎科目」「基本科目」「専門科目（「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」「現代教育実践領域」の 3 領域から構成）」及び「研究指導」の 4 つの科目区分で編成する。

第 4 条 授業の方法は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用による。

第 5 条 本研究科における授業科目及び単位数は、別表第 1 に定める。

(授業時間)

第 6 条 本研究科における授業時間は、1 日 7 時間制限とし、年間を通じて次のとおりとする。

第 1 時限 9 時 00 分から 10 時 30 分まで

第 2 時限 10 時 40 分から 12 時 10 分まで

第 3 時限 13 時 00 分から 14 時 30 分まで

第 4 時限 14 時 40 分から 16 時 10 分まで

第 5 時限 16 時 20 分から 17 時 50 分まで

第 6 時限 18 時 00 分から 19 時 30 分まで

第 7 時限 19 時 40 分から 21 時 10 分まで

2 授業時間は、90 分を単位とし、単位計算における 2 時間とみなす。

3 授業の休講措置にかかわる事項は、次のとおりとする。

阪急電鉄（京都本線）が運休した場合（ストライキ等を含む）、又は大阪府内のいずれかに暴風警報もしくは特別警報（種類不問）が発令されている場合は、休講とする。なお、7 時までに解除された時は、平常どおり授業を行い、11 時までに解除された時は、第 3 時限から授業を行い、15 時までに解除された時は、第 6 時限から授業を行うこととする。

第 2 章 履修申請

(履修登録)

第 7 条 学生は、各自の責任において、当該学期の始めに定められた方法により履修する授業科目を登録しなければならない。

2 登録をしていない授業科目の受講・受験単位修得は認められない。

3 登録に関する禁止事項は、次のとおりとする。

(1) 同一時限に行われる授業科目を二重登録することはできない。

(2) クラス別に時間割が定められている授業は、指定のクラス以外で登録することはできない。

(3) 単位修得済みの科目を登録することはできない。

(4) 特に指示のない限り、上位年次配当科目の登録をすることはできない。

(5) 学費の無届未納者は、履修登録をすることはできない。

(6) いったん登録した履修科目の変更、追加等は認められない。

(履修科目の登録の上限)

第 8 条 一年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、1 学期 22 単位を超えないものとする。なお、学外で行われる実地指導関連科目は履修登録制限から除外する。

(再履修)

第 9 条 単位を修得できなかった科目については、次学期以降に再履修して、単位を修得することができる。

2 必修科目は、その科目の単位が修得できるまで履修しなければならない。

第 3 章 試験及び成績評価

(試験の種類)

第 10 条 本研究科の試験の種類を、定期試験（前・後期末）、追試験及び再試験とする。

2 前項のほか、担当教員が必要と認めた場合は、臨時に試験を行うことがある。

(試験の方法)

第 11 条 試験は、筆記試験によるもののほか、実習・実技試験、口述試験、レポートその他の提出物によるものとする。

(受験資格)

第 12 条 学費未納者は、試験を受けることができない。

(成績評価)

第 13 条 成績評価は、授業科目ごとに 100 点満点として、これを大学院学則第 35 条に定める「A・B・C・D・E」の評語をもって次のとおり表し、「D」以上を合格とする。ただし、実習や本研究科以外での学修に係る成績の評価については、「合格・不合格」、「認定」などの評語で表すことがある。

100 点～90 点 A

89 点～80 点 B

79 点～70 点 C

69 点～60 点 D

59 点以下 E

(試験時間)

第 14 条 試験時間は、原則として 60 分とし、時間配当は別途掲示で告知する。

(試験の延期、中止)

第 15 条 気象警報の発令、交通機関のストライキ等に伴う試験の延期又は中止については、第 6 条第 3 項に準ずる。

(受験心得)

第16条 受験者は、受験心得を遵守し、監督者の指示に従わなければならない。

- 2 試験場に20分以上遅れて入室することはできない。また、30分以上経過しなければ、退室することはできない。
- 3 答案用紙には、学籍番号・氏名を正確に記入すること。なお、記入のない答案は、無効とする。また、学籍番号・氏名を偽った場合は、不正行為とみなす。
- 4 答案・持込物は、監督者の指示する場所に置くこと。なお、許可された持込物であっても、貸借した場合は、不正行為とみなす。
- 5 試験中、携帯電話等の電源は必ず切ること。

(不正行為)

第17条 試験中、不正行為をした場合は、当該科目を無効とし、大阪成蹊大学懲戒規程第3条第3号の規程に基づき、懲戒処分に処する。

(追試験)

第18条 やむを得ない事由により、所定の手続をし、定期試験を欠席した者には、追試験の受験を許可する。

- 2 追試験の受験を希望する者は、所定の期日までに証明書類を添付した追試験願を提出しなければならない。
- 3 追試験による成績評価の方法は、定期試験の評価方法に準ずる。
- 4 追試験の実施時期は、別途掲示で告知する。

(再試験)

第19条 再試験は、所定の手続をした者に受験を許可する。

- 2 最終学年で修了見込みの者が、定期試験または追試験受験科目において不可評価となった科目について、科目担当者が「再試験受験可」と判断した者を対象とする。
- 3 受験できる単位数は、各学期10単位を上限とする。
- 4 再試験の受験を希望する者は、所定の期日までに1科目受験料2,000円を添えて、再試験願を提出しなければならない。
- 5 再試験による成績評価は、60点を上限とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

研究倫理について – レポート・論文の作成にあたり –

レポートや論文作成など、研究活動に関わる際の研究倫理に関する考え方や取組の概要については、担当の先生に確認の上、進めましょう。下記の著作権ならびに個人情報に関わる部分は、レポートや論文を作成する際に理解しておくべき基本的なものです。情報の取り扱いに注意してください。

1. 著作権関連

ネットや書籍に掲載されている写真や文字情報など他の著作物を、コピー・ペーストするなど、引用の要件を満たさずに利用した場合、著作権違反になるだけでなく研究不正行為として盗用とみなされます。

(1) 著作権とは

著作物を製作した際、申請や登録といった手続を一切必要とせずに自動的に付与される権利です。著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであり、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義され、小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラムなどが著作物として著作権法に例示されていますが、論文、書籍中の文章・図・表・写真・イラスト、講演、新聞記事、雑誌記事などもすべて著作物です。

(2) 引用について

自分の著作物の中で他の著作物の一部を掲載する行為を「引用」といいます。著作権法により、「公表された」著作物を「公正な慣行に合致」し、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で著作物の中に引用できます。判例等を踏まえると、下記の要件を満たせば著作権者の了解を得ずに引用してよいと考えられます。

- ① 引用する著作物がすでに公表されたものであること（ウェブ上の公開なども含む）
- ② 引用する必然性があること（自説の補強などのために他人の著作物を使用するなど）
- ③ 引用にあたる部分を明確に示してあること（引用部分を括弧で括ったり、書体を変えるなど自分の著作物ではないことを明示する）
- ④ 引用する著作物を許可なく改変しないこと
- ⑤ 自分の著作物が主たる部分で、引用部分は従たるものであること
- ⑥ 出典を明記すること

2. 個人情報関連

レポートや論文を作成する上で、アンケート調査の結果や個人から聞いた話を掲載する場合、個人が特定されない工夫や事前に許可を得る必要があります。

(1) 個人情報とは

個人情報保護法では、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう」と、定義されています。

具体的には、氏名、性別、生年月日等、それによって、個人を識別できるような情報だけでなく、「個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報」のことを指します。

(2) 個人情報の取り扱いについて

個人情報を扱うにあたって、下記のような責務を担います。

- ・研究の意義、目的、方法等について十分な説明を行い、自由意思に基づく同意を得る
- ・研究の結果を公表する際には、被験者を特定できないようにする
- ・説明で特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を使わない
- ・個人情報が漏えい、滅失あるいは、破損しないように安全管理をしなければならない

3. その他

「生成 AI」はネット上に存在する過去の情報等を利用しているので、「生成 AI」を利用して文章等を生成した場合、研究不正行為として剽窃（ひょうせつ）とみなされます。ただし、教員の許可の範囲内で使用することはできます。

剽窃（ひょうせつ）：他人の文章・語句・説などをぬすんで使用すること。

〈参考：生成 AI ツールの大阪成蹊大学及び大阪成蹊短期大学での利用に関する指針について〉

【参考文献】

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編（2015）「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

生成 AI ツールの大阪成蹊大学及び大阪成蹊短期大学での 利用に関する指針について（改訂版）

はじめに

ChatGPT などの生成 AI は、学びと創造のプロセスを大きく変え、皆さんの学修をさらに豊かなものにす
る可能性を秘めています。しかし、その利用には誤情報の拡散、著作権等の法的リスク、学術倫理・情報セキュ
リティの観点から適切な配慮が求められます。

本学は、生成 AI の利活用を推奨しつつ、それに伴うリスクを正しく理解し、主体的に向き合うことを皆
さんに求めます。この指針は、皆さんが生成 AI を責任ある「学びのパートナー」として活用するための道
標です。

1. 授業・研究での利用方針

授業・実験・実習・レポート・卒業論文等での生成 AI ツールの利用については、各授業内で担当教員が
提示する「生成 AI の利用についての方針」等に従い、活用しましょう。ただし、利用する際は、必ず以下
の点を提出物に明示してください。

- ① 利用したツールの情報：利用した生成 AI ツールの名称とバージョン（例：ChatGPT-4、Stable Diffusion 3 等）
- ② 利用日：ツールを利用した日付
- ③ 出力内容の明記：生成 AI ツールが出力した内容を提出物と区別できるよう、脚注や引用形式で明記し
てください。また、可能な範囲でプロンプトを記録しておくことを推奨します。成果物中の生成 AI 利
用部分は、脚注や但し書き等で補足してください。
- ④ あなたの「思考」の明示：生成 AI の出力内容を鵜呑みすることなく、あなたがどのように判断し、修
正し、自身の思考プロセスに組み込んだかを具体的に説明してください。特にレポートや卒業論文で
は必須となります。

2. 思考の過程を大切にす

生成 AI は強力な「道具」ですが、それ自体に「思考」はありません。本学の学びは、答えを出すことではなく、
「思考の過程そのもの」に重きを置いています。

生成 AI の出力をそのまま引用・提出することは、あなたの思考の放棄と見なされます。必ず自身の言葉
で再構築し、自身の思考の筋道を示してください。

テーマや課題によっては、「生成 AI 利用の範囲と目的」を明示することが求められます。授業担当教員の
指示に必ず従ってください。

★卒業論文で生成 AI を利用する場合は、必ず事前に指導教員に相談し、承認を得てください。

3. 成績評価と学術倫理

生成 AI を適切に利用した場合は評価対象となりますが、記録や報告を怠った場合は、以下のペナルティ
の対象となります。

- ① 利用の事実を隠蔽した場合、剽窃（ひょうせつ）や捏造などの学術不正と見なされ、減点や再提出、さ
らには成績評価や卒業判定に影響する可能性があります。
- ② 違反の程度に応じ、再提出、成績評価へのペナルティ、研究倫理教育の再受講などを求める場合があ
ります。

4. 情報の正確性・責任の所在

生成 AI は「もっともらしいが誤った情報（ハルシネーション）」を生成することがあります。生成 AI の出力内容は、必ず信頼性の高い情報源（書籍、学術論文、公的機関のデータ等）に基づいてあなた自身で検証・修正してください。生成 AI はあくまで補助ツールであり、成果物の最終的な判断と責任は全て「あなた自身」にあります。

また、可能な場合は、指導教員や共同研究者など複数の関係者ととも確認し、内容の正確性や妥当性を確保することを推奨します。

5. 情報セキュリティと禁止事項

生成 AI は、入力した情報を学習に利用する可能性があります。以下の情報は絶対に入力しないでください。

- ① 研究上の秘密等、一般的に「秘密」として取り扱うべき内容
- ② 個人情報やプライバシー情報等の人格的利益を害する蓋然性のある内容
- ③ 他者の名誉等の人格的利益を害することを目的とする虚偽の内容

ただし①および②については、学内承認を得た有料版生成 AI サービスにおいて、匿名化や管理責任者の承認を経た場合に限り、適切な範囲で利用可能とします。③については禁止ですが、研究上の仮説検証目的で必要とした上で利用する場合、「架空の内容」であることを明示する必要があります。

6. 著作権と法的リスク

生成 AI は、既存の著作物と類似する表現を生成するリスクがあります。生成 AI の出力内容が既存の著作物に類似・酷似している場合、著作権侵害となる可能性があります。

卒業論文や学会発表で生成 AI 由来の図表・文章を利用する場合は、必ず出典と利用経緯を明記し、指導教員の確認及び承認を得てください。

7. AI・リテラシー教育

本学では、生成 AI を正しく理解し、責任ある利用ができるよう、その仕組みや限界、活用法、倫理、著作権、情報セキュリティに関するガイダンスや研修を授業内やオリエンテーション等で実施します。積極的に参加してください。

8. 見直し・柔軟性

生成 AI の技術と社会環境は日々変化しています。本指針は年 1 回以上見直しや改訂を行い、常に最新の情報を皆さんに周知します。



大阪成蹊大学

〒533-0007 大阪市東淀川区相川3丁目10-62
TEL.06-6829-2538(教務部直通)
<https://univ.osaka-seikei.jp>